

## 会 議 録

会議名称	第4回佐倉市立保育園等の在り方検討会
開催日時	平成21年10月29日(木) 午後2時～午後4時40分
開催場所	佐倉市役所議会棟2階 第3委員会室
出席者等	委 員：桑原委員、坂下委員、猪間委員、岡安委員、横山委員 事 務 局：子育て支援課、永山課長、高橋副主幹、田中主査、 鳴田主査、松野主任主事、佐久間主任主事
会議議題	(1) 佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）について（報告） (2) 前回（第3回）議論の整理 (3) 公立保育園の民営化について ①公立保育園民営化に係る他団体の状況等について ②公立保育園の在り方について
会議経過	別紙、第4回佐倉市立保育園等の在り方検討会 会議録のとおり

## 第4回佐倉市立保育園等の在り方検討会会議録

【1 子育て支援課長あいさつ】

【2 佐倉市立保育園等の在り方検討会副会長あいさつ】

【3 議事】

(1) 佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）について（報告）

（副会長）

それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。事務局より、資料の説明をお願いいたします。

（事務局説明）

それでは、議題の（1）佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）について報告させていただきます。

なお、素案ではなく、概要版にて簡単に説明させていただきます。

現在、策定していますのは後期計画でございます、平成22年から平成26年までの5カ年の計画を策定しております。

まず、目標事業量について説明いたします。佐倉市の保育定数や保育のサービス内容について、佐倉市民のニーズ調査の結果を基にニーズ量を算出し数値として設定したものです。この中には、一部達成できていないものもありますが進めてきたところがございます。この中で平成20年度に同様にニーズ調査を行ったところ、その推計量を算出した上で目標値を設定しております。概要版を1枚2枚めくっていただくと、施策の中身に入っています。10ページをご覧ください。今回策定しようとしている計画の目標事業量を示しております。やはり、全国的に当たり前のように言われている待機児童についてどのようにするかということで新しい推計量を算出した中で、現在は1402名という定員が佐倉市全体のものです。前期計画で1400名という目標は達成しておりますが、10月1日現在140名を超える待機児童がいる現状です。平成26年度までに定数を1800名まで拡大しようとするものです。その他、各種保育事業量もございますがこの計画を進めるにあたって佐倉市子育て支援推進委員会で諮問、審議、答申と開催いたしまして、先日、答申を頂戴いたしました。いくつか意見が付されまして、次の11ページ、12ページの答申の資料でございます。主に意見としましては、待機児童対策、延長保育事業、ファミリーサポートセンター等のサービス、一時預かり保育の充実の意見が出されました。特に前期計画の目標値でありました延長保育事業は、現在20時までに行っている保育園が5園ありますが21時まで1園と目標を掲げていました。今回の計画でも継続ということで21時までと挙げたのですが子どもの視点、子育ての視点からするとあまり遅くまでやるべきでないというありまして、逆に20時までやっていない保育園を横伸ばしで20時までやったほうがよいのではないかとご意見を頂戴し、充実という表現に変更しております。他には、実施できていない休日保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの充実等となっております。

これをもちまして、佐倉市政策調整会議に付議しまして、パブリックコメント、市民意見の公募を実施して、意見を吸い上げた上で計画を策定していこうというものです。簡単でございますが以上です。

(副会長)

ありがとうございました。事務局から報告がございましたが、これにつきまして委員の皆さまから何かご質問等ありますでしょうか。

(副会長)

事務局のほうから、何か補足することはございますか。

(事務局)

この後に詳しく説明をさせていただこうと思っておりましたが、前回の検討会の中でも延長保育の意見が保護者代表の委員からだされたことも議事録に残されていますが、保護者の延長保育の必要性がある一方、子育ての視点があり、子育て支援推進委員会でほぼ満場一致で21時を削って欲しいという意見がだされたのでそういった素案となっております。この検討会は、条例設置の子育て支援推進委員会とは別で保育園の在り方を検討する会でありますので、先ほどの子育て支援推進委員会のまとめと必ずしも同じであるとは限らないものでそれぞれの提言があってよいということを事務局としては説明しておきたいと思えます。

(副会長)

委員の皆さま、よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次に進めさせていただきますと思います。報告については、終わりいたします。

議題(2)前回(第3回)議論の整理について、事務局のほうからお願いいたします。

## (2) 前回(第3回)議論の整理

(事務局)

資料13ページ、議題(2)前回(第3回)議論の整理ということでございます。前回は、Ⅲ保育施策の方向ということでご審議いただいたところでございます。それを現状と課題で説明を申しあげまして、14ページの委員の主な意見ということですが、議事録ではございませんので箇条書きで言葉を抜いたりはしておりますが趣旨は変えないでまとめさせていただきました。すべての意見ではございませんが精査して記載させていただきました。説明の手順といたしましては、主な意見を説明させていただきながら、提言案となっておりますが今回、提言を決めるわけではございません。最終的には、中間取りまとめで会長を含めまして行いたいと思えますが前回の取りまとめの提言案ということで事務局で取りまとめをさせていただいたものをご確認いただければと思っております。それでは、13ページのほうから説明をさせていただきます。

1 保育需要に対応した児童受入枠の確保ということで現状・課題を説明させていただき、14ページの委員の主な意見でございます。この中で主なものを説明させていただきますと思います。

#### ※P14 委員の主な意見参照

委員の意見を踏まえまして、提言案を説明させていただきます。

保育園入園待機児童の解消と、入所人員の弾力化の運用による定員超過入園や兄弟姉妹が同じ保育園に入園できない状況の改善を図るため、地域の保育需要に応じ、保育園整備や定員増を行い、児童受入枠の拡充を図る必要があります。厳しい財政状況の中で、こうした児童受入枠の拡充に当たっては、限られた財源を有効に活用する必要があることから、公立保育園と比較し効率的な運営が可能である私立保育園を主体として進めるものとし、地域的な状況等により私立保育園による対応が困難な場合には、公立保育園において対応するものとします。また、通常規模の認可保育園の設置だけでなく、小規模保育園、認定こども園などの取組みも検討する必要があります。

というのが提言案として取りまとめさせていただきました。

続きまして、15ページでございます。

2 多様な保育サービスの充実です。15ページ、16ページ、17ページが委員の主な意見になります。

#### ※P15 P16 P17 委員の主な意見参照

多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、現在実施している事業を今後も官民一体となって、更に充実させるとともに、時代に即応した新たな事業の展開を図ることが必要です。また、現在実施していない、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育、認可外保育所への支援等新たな保育サービスの推進を図ることが大切です。なお、これらを推進するに当たっては、子育ての視点を十分配慮することも必要です。

というのが提言案として取りまとめさせていただきました。ここには、書かれていませんが先日の子育て支援推進委員会の意見もありますが子育ての視点を十分に配慮しながら、公立保育園、認可保育園としてどこまで保育サービスをするかと非常に難しいところでございます。

続きまして、18ページになります。

3 地域の子育て支援の充実でございます。

#### ※P18 委員の主な意見参照

地域の子育て支援として、保育園に入所していない児童とその保護者に対しても、弱体化した地域の子育て機能を補完するために、地域の最も身近な児童福祉施設として、保育園が地域の子育て拠点の役割を担うことが重要です。

というのが提言案として取りまとめさせていただきました。

続きまして、19ページになります。

4 保育の質の向上でございます。

#### ※P19 P20 委員の主な意見参照

より質の高い保育を実現するために、職員の知識及び技能の習得・向上を図るための研修体制を強化するとともに、保育ニーズの的確な把握と保育サービスの適正な評価を実施するための情報収集や第三者評価の導入に向けた体制の整備を図ることが必要です。

続きまして、21ページになります。

5 保育環境の改善でございます。

※P21 P22 委員の主な意見参照

限られた財源のなかで、計画的な施設の維持管理及び老朽化した施設の改築を進めるとともに、定員超過入園の改善を図り、児童に対してより良い保育環境の提供が必要です。

続きまして、22ページでございます。

6 効率的な運営でございます。

※P22 P23 委員の主な意見参照

本市の厳しい財政状況の中で、より一層の保育サービスの充実を図るため、効率的な保育運営に努めるとともに、その推進に当たっては、限られた財源を最大限に活用するため、民間活力の積極的な活用を図ることが必要です。

最終的な審議は、中間取りまとめのときにできればと思いますが前回の整理としては、提言案ということでご審議いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(副会長)

ありがとうございました。事務局から、説明がございましたが前回までの我々の議論をまとめていただき、提言案ということですが発言したのは、私たちですのでニュアンスが違うとか私はこう言ってないとか、こういう風な感じではないかというのを発言された方は確認していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

どの部分からでも発言なさっていただいて結構です。

(委員)

今、事務局のほうから説明がございましたが19ページの保育の質の向上でお話ししたいと思えます。非常勤の職員が少ないということができて、私の意見が一番下でございますが臨時保育士が多くなって、臨時保育士が責任を負うことが多くなったとありますが正規保育士が責任を負うことが多くなったのが現状だと思います。私も説明をしなかったのが誤解を招いたと思えます。

また、差別的なことは言ってないと思うのですが、非常勤だからどうか。そのように捉えてしまったのかもしれませんが実際、非常勤の方でも正規にしたい優秀な方は大勢いらっしゃると思います。正規の方にもいい方は大勢いらっしゃると思います。世の中には、いろいろな方がいらっしゃると思います。言い訳をするわけではございません

が臨時職員のことを差別したような表現になっておりますが差別したことはございません。

(委員)

この部分は、保護者があの人は臨時なんだとか差別をするというようなことです。

(委員)

非常勤でもいい人がいっぱいいます。非常勤の方は時間給でして、佐倉市では会議なども時間給はできますか。

(事務局)

会議につきましては、月1度、3歳未満児、3歳以上児、行事がある場合には行事の準備の会議をしますので残った場合につきましては、時間外手当をつけております。

(委員)

月に何時間と限度はありますか。

(事務局)

限度はございませんが予算の範囲内で実施しております。

(委員)

保育士は子どもを見ているだけではございませんので指導案、児童票など様々な雑用がある中で、正規の職員がとっても負担になっている。ということが発言したかったのです。30%程度正規職員がいても、産休・育休などがあるとすごく大変な状況です。また、事故があった場合の親との対応も正規職員で対応しますし、最終的には所長が責任をとるわけですがそういうわけで正規職員がある程度いなければ負担がかかってしまうのが現実です。

(副会長)

事務局のほうよろしいでしょうか。

(事務局)

先ほどのところですが臨時職員が多く、正規職員が責任を負うことが多くなっているということですので臨時を正規に替えさせていただきたいと思います。

(委員)

14ページなのですが一番上ですがニュアンスで補足したいと思いますが公立の保育園と幼稚園を統廃合し、足りない部分は民間でということでもとめられているのですが既存の器の利用法を改善するという意味でした。幼稚園は空きがあるので利用法の改善を求めて、というのを文字にしておいてくれないかなと思ってお願いたします。器の部分であって、足りない部分は民間でとは言っていないので。

(事務局)

後で訂正させていただきますので保留させていただきます。

(委員)

15ページが一番上ですがもう30分長く保育して欲しいというのは言いましたが具体的に30分という数字を要求しているわけではないので会社が終わってから十分迎えに行ける時間まで預かっていただけたらとかもう少し保育していただけたらとか具体的に30分という数字は入れなくていいのかなと思ひまして。

(副会長)

事務局から、補足説明はございますか。

(事務局)

先ほども言いましたがこれが提言ではございませんので最終的に中間報告の中でも修正できますので今回ご指摘いただいた点は、その時までには反映させたいと思っております。

(副会長)

その他、前回議論の整理についてよろしいでしょうか。ご了解いただけたでしょうか。それでは、質問が無いようですので議事を進めさせていただきたいと思ひます。(3) 公立保育園の民営化について、事務局お願いいたします。

### (3) 公立保育園の民営化について

#### ① 公立保育園民営化に係る他団体の状況等について

(事務局)

続きまして、議題の(3)①公立保育園民営化に係る他団体の状況等についてご説明させていただきたいと思ひます。資料につきましては、事前に郵送させていただいたものと同じでございます。

資料の24ページ保育園数の増減というところから説明させていただきます。その前に今回と次回で保育園の民営化という議題を審議していただく計画で案内してました。事務局側の整理の括りとしては、まず、みなさんに保育園の民営化について全国的にはどうなのか、政令指定都市ではどうなのか、千葉県ではどうなのか、脚色なしにホームページ等で公表されている資料等で数字的部分を簡単に説明させていただきながら、全体的概要を説明させていただきます。その上で、公立保育園はまったくゼロでやっている自治体もあるということ、100%民間保育園でやっているところもあるし、100%公立保育園でやっているところもあるし、これから説明させていただきますが4対6でやったり、7対3でやったりと色々あるということのまず状況の説明と、ホームページ上で各公共団体も利用していると言われている親の会という法人が公表している10カ条という保護者の視点、行政の視点、すべての視点から基本的には、ニュートラルなスタイルでまとめられている資料がございますので、これを説明させていただいた後に公立保育園の必要な役割についてまで今回審議したいと思ひます。それでは、①他団体の状況等ということで資料の24ページから説明させていただきます。まず、これは厚生労働省の

ホームページからの印刷でございます。全国民間保育園数の増減という資料が公開されています。平成18・19・20年度というくくりの中で、保育園数の全体的な数字としては平成18年度が22,699園で内訳はここに書いてある通りです。19年度は前年より全国的には149園増えています。それに対し、公立保育園は前年より245園減少し、私立保育園は394園増加しております。20年度につきましても、全体としては61園増加しておりますが、公立保育園は275園減少し、私立保育園は336園増加しているという現状です。この表をから何が言えるのかというのは、冒頭から副会長が挨拶の中で言われたように株式会社が参入できるという規制緩和があったこと、財源の三位一体の改革が行われた中で、公立保育園の建設費が凍結、一般財源化され、公立保育園の運営費まで補助がなくなったという状況の中で、民間保育園については、必然的に各自治体は新たな保育園を増やすためには私立保育園に頼っている表だと思います。新設保育園がすべて民間かということ、当然既存保育園の民営化ということが読み取れると思います。25ページの表がちょっと古いのですが、広島市のホームページで公表されている表でございます。政令指定都市における民間保育園の設置状況ということで、この当時17政令指定都市の中で、公立保育園の割合が5割を超えている都市は、4市となっております。ほとんどの都市は私立保育園が主体となっております。平成19年4月1日現在の表となっております。この表を見て驚いたのは、一番下の福岡市は政令指定都市で大きな市でございますが168園ある中で公立保育園は17園で佐倉市は8園ですが2倍の17園しかなく151園が私立保育園で運営されていて、公立保育園の占める割合は1割となっております。順位としては、17番目に公立保育園の比率が低いのが伺えます。16番目としましては、京都市で13%台、逆に公立が高いところは、川崎市で123園中89園が公立で34園が私立で公立保育園が占める割合は、72.4%となっております。千葉市が92園中60園で65.2%となっております。先日、出張させていただき300人の保育園長の中で研修させていただきましたが保育行政というのは指標というものがなく、あくまでも設置する市の過去の経緯などによって差があると感じました。ですので、福岡市が公立保育園1割しかないからよくないというわけではなく、福岡市の保育行政が成り立っていますし、都市によってばらつきがあるというのが伺える表でございます。

次に26ページですが千葉県児童家庭課のホームページから、入手した表でございます。我が県でございます千葉県の状況でございます。データ基準といたしましては、平成20年6月であります。26ページが公立保育所の業務委託、公設民営で市役所等が建てて運営を民間に任せている自治体を掲載しております。年度で整理されています。千葉県におきましてもこの表でいきますと銚子市の昭和57年度から社会福祉法人の銚子市社会福祉事業団体というところに指定管理ということで行っております。続きまして、市川市で湊新田保育園が平成14年度から、隣の欄の無しというのは指定管理者の有無ということです。地方自治法の改正で公の管理が指定管理者で株式会社もできるようになりました。浦安市、野田市、市川市、松戸市の東葛では盛んに公設民営が進められているようです。県南部や印旛管内が少ないようです。また、野田市の保育所は株式の運営となっております。27ページの真ん中の表ですが貸与の表でございます。無償貸与が多くなっております。下から、2つが有償貸与となっております。下から、2段目は佐倉市であり、民営化というよりは市の土地を有償で貸して運営業者に建てていただいて運営をしていただくというスタイルでございます。平成20年度から運営をしております。公立保育園を民営化したという例ではございません。28ページは民間移管というスタ

イルでございます。

主に八千代市が使っている手法でこの段階では3園ですが、現在4園あるという情報を得ております。八千代市のスタイルとしましては、土地は無償貸与であり、建物につきましては無償譲渡であり、どちらかというところ老朽した建物の保育園を無償で譲渡しますので建て替え、修繕含めて社会福祉法人にお願いするものようです。財産処分をして、同時に建物を譲り渡す形態となっております。千葉県の状況の表でございました。

続きまして、29ページの表でございます。保育園を考える親の会という団体がありまして、インターネットで公開しているものでございます。すべて読んでいただくのは時間がないと思ひまして事務局のほうでアンダーラインを引かせていただきました。抜粋して読ませていただきたいと思います。

#### ※P29 親の会からの意見書・要望書参照

副会長よろしくお願ひいたします。

(副会長)

ありがとうございました。事務局より、説明がございましたが全国的状況、千葉県の状況、ホームページからの説明で客観的な手法としまして、こういうものが必要なのだということを説明いただきましたが各委員から意見をいただきたいと思います。

(委員)

26ページから28ページまでの県下の公立保育所民営化のご説明をいただきましたが個々の民営化が行われた結果、どのような変化が現場であったのでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。この辺の資料収集は現在行っておりません。必要なことだと思います。この部分の話は、次回の1月の会議の予定となっていることでもありますのでできる限り資料を集めまして、次回までに作成できたらと思います。

(委員)

25ページですが私は以前、名古屋市に住んでいまして私立保育園が幼稚園みたいにバスで送り迎えする保育園がたくさんありまして、私立保育園が公立保育園より人気が高かったです。お兄ちゃんも、名古屋市の保育園でしたが市を通してもよいが直接保育園と交渉してもよく、ほとんどの保育園がバスを持っていました。こちらでいう幼稚園みたいな感じでした。制服もあり、こちらの保育園とは、ちょっと違う保育園で政令都市はそういうのが多いのではないかなと思ひまして、私立保育園が多くて公立保育園が少ないとなっておりますが私立保育園のほうがニーズに答えており、都会の人には人気があるのかなと思ひます。公立を減らしているわけではないと思ひます。佐倉市も幼稚園みたいな保育園、送り迎えをしてくれる保育園があってもよいのでは。

(委員)

付帯サービスをしてくれる保育園ですね。

(委員)

別料金がかかるのですが仕事をしていなくても保育園に預けられるといったことがあったと思うのですが。佐倉市も民営化にしていくのであれば、そういうのも考えたほうがよいのではないかと思います。

(副会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

とてもありがたいご意見を頂戴いたしました。1点調べる必要があるかと思うのですが現時点で佐倉市に保育園が16園、公募によって進めています王子台の保育園を入れても17園であり、物量的な差もあるかとは思いますが。政令指定都市は、市が独自に進められる認証保育園ができるという状況で佐倉市はできない状況でございます。認証保育園とは市が独自に県の認可をとらずに付随してできるもので県より基準が甘いものです。そういう制度も一部あるのかなと思います。委員がおっしゃったとおりこういうサービスができればまた、ニーズも変わってくるでしょうし、朝世話しない時間に迎えにきてもらえるというのは、また違うのかなと思います。しかし、保護者によって送迎の時間がバラバラであるというのがありますし、大体同じ時間に集中するとは思いますが合わない方へのサービスは考えないといけないと思います。

(委員)

バスで行く人は、大概仕事をしていますし、料金も市をとおしたほうが安い場合もありますし、直接保育園のほうが安い場合もあります。

(事務局)

併せて確認させてください。

(委員)

民間の保育園というのは、市の条例に縛られないのですよね。市の条例にあった運営をさせているのか、独自の運営をしているのか。

(事務局)

基本的に民間保育園は、条例にということはないです。ただし、同じ保育を提供するといったことになりますので、準じていただいているのが現状だと思います。

(事務局)

一番の基準は、保育指針が出されていますので公立も民間もそれに基づいて子どもに保育をしています。位置付けとしては、公立は、設置管理条例の中で場所、時間ですとか料金的なものは、実施基準など細かいものが決まっていますし入所につきましては、民間も含めまして市が入所の決定をして保育をしていただいている状況があります。特に市が条例によって縛られているわけではございませんが社会福祉

法人や株式会社でも定款が定められている状況の中で行われています。細かくは、その中で決まっていると思います。

(委員)

佐倉市に近い運営をしているということですか。

(事務局)

基本的には準じていただいています。例えば、給食の献立であったり、一部の保育園では独自に作っていますが民間の多くは、市の一律の献立を参考に同じものを使っているということがございます。今説明でありましたが保育指針で行っています。

(事務局)

補足ではございますが認可基準や保育指針等で同じ枠組みですが株式会社や社会福祉法人で運営する場合には、それぞれ法人の理念があると思います。例えば、お寺系の社会福祉法人でありますとお習字教育など保育の理念の中に取り入れている社会福祉法人もありますし、株式会社ではそういったことはせずに経営を維持している考え方もあります。民間は、それぞれの経営方針があって然るべきですが過去に民営化しても経営方針は変わりませんと説明したことがあったみたいですがそれは誤りであって、社会福祉法人等には当然理念があります。先ほどの10カ条の中にもありましたが十分な調整が必要であると思います。

(副会長)

ご意見ご質問ございますか。

(委員)

全国的に民営化というのが進んでいて、口コミを見ますと民間になってしまうと質の高い保育が受けられなくなってしまうというのがあったのですが、具体的に質の高い保育とは何でしょうか。既存の保育園でも0歳児では、赤ちゃんマッサージですとか、志津保育園ではやっていないのですが良いと聞きます。全体的に民間は、質が下がるようなイメージを持っているので不思議だと思います。もし、民間に変えていくのであれば全面的に打ち出すとか個性を出すとかあらかじめ保護者に浸透させるとかしないと、何かを変えとなると頭ごなしに反対する人が結構いますので、対処が大変だと思いますが資料に書いてあったように預ける段階でこうなりますみたいに言っていないと大変なことになるのではないかなと思います。

(委員)

先ほどの議論で非常勤の先生と、正規の先生の話がありましたがどちらか見抜けないほどよくしていただいているのですね。プロから見ると保育指針から逸脱しているようなことをされているのかもしれない部分もあるのですが、子どもはよく慕っていて可愛がってもらっていて、迎えが遅くなってしまうのを柔軟に対応していただいていることがいい先生みたいになっている部分もあるのかなと思います。民間になって、質が悪いみたいなのがよくホームページにもでていますが、実はその質の悪さは今まで見抜けなかったところの悪さが顕在しているのかなと思います。見た目の華やかなサービスで満足して、本来の保育指針から逸脱して

いて、子どもが育つ上のエキスになっていないのかもしれませんが。

質が悪いという、ホームページの生の声プラス学識経験者の方々が解説していただいて、推進していただけたらと思います。

(委員)

私は、現在、市町村の財政危機から民営化というのは必然的なことだと思います。

公立保育園というのは、横の連携が密にあって独自の研修体制などが充実しています。トップに立つ人の考え方はありますが、一定のレベルは確保していると思います。民間の園長には恐縮ですが園の文化があってもよいとは思いますが、子どもの最善の利益より、外見的に派手なことをやることによって人を集めるという保育園と、子どもにいろいろな経験をさせようとする保育園の差が大きいのではないかと思います。話が少しずれますが公立保育園でも建て替えをする場合には、財政的に大変ですので民間にお願いするというのは良いと思います。そういったときに公立保育園が拠点保育所で横のつながりを持って研修体制を充実させて、子どもの将来的に生きる力を培うとか、この子が大人になってどうするという土台です。でそういうことを大切にして質を高めていく必要があると思います。私立の保育園のほうにそのように呼びかけると自分の園でやるから結構ですと断られてしまう場合もあるのですが公立保育園は拠点保育所としてレベルを一定にして子どもの最善の利益というのを守っていくことが必要だと思います。それは、保育指針にも書いてあり、なぜ保育指針と実際の保育を照らし合わせないのかいつも疑問に思うのですが、そうすればレベルも一定に保て、子どもの幸せが守れるのではないかと思います。

(委員)

自分の子どもを通わせている佐倉保育園でも保育指針が改定され、今まさに勉強中ということでかなりミーティングをされているのを見て感じているところですが、民間の園でも意識の高い園では、研究しながら試行錯誤されているのではないかなと思います。人が足りないからといい、若いスタッフを集めてきて定着しないに入れ替わっているようなこともあり、そのような研究がどこまで行われているのかと感じます。不安も拭えないとなかなか民営化というのは難しいのではと思います。

(副会長)

今のところでは、質の高い保育をどうやって確保するのかということがまとめられるのかなと思います。事務局のほうとしてもそのことを書き留めていただきたいと思います。もうひとつですが、最初に民営化ありきではないと私は理解しております。私の立場でそのようなことを言うのはどうかと思いますが私は中立的な立場で申し上げさせていただきますと、全国的にそういう流れにあるのは私も承知していますし委員がおっしゃったとおり、財政状況から考えましても仕方ないというのはよくわかるのですが、財政状況だけで考えてよいのかという観点からやらなくてはならないことは他にもあるのではという気持ちはございます。民営化ありきではないと私は理解しております。在り方検討会ですのでどういうふうに佐倉市の保育園はビジョンとしてあるのか、子どもたちにとって何が最善なのかということを考えるのが使命だと思っておりますのでよろしく願いいたします。10分ほど休憩を入れたいと思います。

(休憩)

(副会長)

それでは、続きを行いたいと思います。先ほどの議題の(3)①公立保育園民営化にかかる他団体の状況等について話し合っておりましたがそのことについて引き続きありますでしょうか。なければ、このことについては以上とし、次へ進めたいと思います。委員の方よろしいでしょうか。事務局のほうから、補足説明ございますでしょうか。

(事務局)

先ほど、副会長から指摘がありましたとおりですが、今回の委員の委嘱にあたりまして第1回目の時にご案内しているとおり、この検討会の設置要綱の中に第1条、少子高齢化及び核家族化の進展に伴い、保育ニーズが多様化している中において、公立保育園等が担うべき役割を再認識し、その在り方及び方向性について検討するため、佐倉市立保育園等の在り方検討会を置くということでございます。

公立保育園等が担うべき役割ということですので、今回の議題の②になっております。事務局のほうで資料説明が不足でありましたが、現在厚生労働省のほうで審議会を設けており、少子化検討部会という専門部会があり昨年公表され、児童福祉法の改正の中で専門部会が10月5日に第3回の審議が行われ公表されております。

次回はその辺の資料も説明した中で国の動きも視野に入れ、国の財源ですとか方向性が一部にあると思いますので、次回に資料を用意し説明を申し上げたいと思います。

(副会長)

それでは、(3)②公立保育園の在り方について、事務局説明をお願いいたします。

## ② 公立保育園の在り方について

(事務局)

34ページ、35ページをお願いいたします。資料の作り方ですが第3回までは、事務局の提案はなく白紙の中の議論でしたが今回は、公立保育園の在り方ですので運営している側がどう思っているのかが必要だと思ひまして、事務局が説明申し上げた部分も含めまして議論していただきたく、あえてスタイルを変えました。数日前に郵送させていただきました資料よりアイウエの数が増えているのは、会長のほうから民間委託するかしないかの以前に、公立保育園の必要の意義があるということで詳細にして説明してあげてくださいとありましたので急遽、項目を整理し直しました。佐倉市の実状も入れ込みながら作りしましたので説明させていただきたいと思ひます。

※P34 P35 IV公立保育園の在り方参照

これから皆様のご意見をいただく中で今日の時間だけでは無理かもしれませ

んが、審議するとりかかりとして事務局案として作らせていただきました。

(副会長)

事務局より説明がございましたが、委員より公立保育園の在り方について、ご意見をいただきたいと思えます。

(委員)

1 今後の公立保育園の役割の4行目のところですが採算性等の問題により、民間保育園では対応することが困難とありますが、イのところにも地域性、採算性等の問題により民間では対応が困難な保育サービスとあり、具体的にはどういったことでしょうか。

(事務局)

わかりづらい表現だと思えます。採算性というのは、具体的に言いますと最低基準の中でお子様何人に対して保育士何人とかございますが、民間保育園は最低基準をクリアすればよいということでそれをベースに子どもを預かり、市から運営費がでています。その中で経営を成り立たせないといけません。

必然的に職員の配置というのは、最低基準に合うよう最低限でだしております。こういう中で公立保育園においては、その役割にプラス配置しております、採算性がないとは言いませんが、佐倉市では公立8園、民間8園で障害児の受け入れをしており、重複障害ですとか職員が複数つかないといけない場合には、補助金の障害児加算は障害の重症度までは反映できておりませんので、その加算金ではきついなれば公立でという話は現実あると思えます。そういう意味だったのですがこの表現では、読み取れなかったと思えます。

(委員)

資料をいただく前に自分のイメージと重複していたので安心しているのですが、保育指針を味気なく実践するのではなく、保育指針から逸脱せずに表現していただきたい。オになると思うのですがそういうのがあると良いと思う。オの内容に同調するということです。前回までの議論の中では、保育のニーズというのを使いましたので利用者として直面する問題をあげたのですが、卒園して終わって見て振り返ってみるとあの時は不安もありましたし、保育園がやってくれればいいのにといい気持ちがいっぱいあったのですが、過ぎて見ると子どもに負担をかけていたという気持ちがあります。その中で公立保育園に対して、前回までに挙げた個々のニーズはあるのですが子育てを終えて一段落した世代になり、冷静に捉えてみると保育指針に忠実に運営するのを保育園には確実にやってもらいたいと思えます。民間では採算が合わないの引き受けてくれない部分を公立が率先して引き受けないといけないと思えました。課題から少し外れてしまうかもしれませんが公立の良いところを、民間を見ていないのでわかりませんが、公立の悪さは良く言われるのですが良いところというのを思いつくことを考えてみました。

まず、職員の身分が保障されている、というのが公立にはあると思えます。ぬるま湯だという批判はございますが、一方で民間ですと何か失敗すると個人の責任にされ解雇となる。保障されてないことによって、民間の保育士が保身に走るとか経営者側の言いなりになるとか、一方、同僚に対して他のスタッフは使えないだとか競争を煽るような人がでてくるみたいな、ギスギス感が公立のスタッフにはなかつ

たと思います。民間になり、極端な人が出てくるようだと子どものためにはならないと思います。公立の良さというのを逆説的な言い方なのですがあるのかなと思います。

次にお金のことですがいろいろ聞かせていただいて、お金にガツガツした雰囲気がないというのを感じています。極端な表現がない。子どもたちのためになる、ならというような柔軟性があるという雰囲気を感じています。民間だと子ども優先よりお金優先みたいなそういう雰囲気がスタッフにあったら嫌だなと思い、公立の大きな良さみたいな感じがします。

次に公立には異動があります。異動はいいことだなと思います。経験豊かな先生とかやる気のある先生が来ると園がまるで変わってしまう。行事も活気がでる。また、横のつながりがある。地元の方とかの交流など、例えば中央公民館のおじいさんたちが暑いからと日よけを作ってくれるなど地域とのネットワークがあり、民間になってしまうと保てなくなってしまうのではないかなと懸念があります。年配の職員から若い職員まで年齢層に幅があるというのは売りかなと思います。アの障害児保育等の推進やウの中の豊富な知識経験を活用かと思います。公立を振り返って、民間になったらどういったことが想像されるか検証してもよいと思います。

(副会長)

その他、いかがですか。各委員よろしいでしょうか。

そもそも、なぜ私たちがこういう委員会に出て、こういったことを考えなければならぬのかという原点は、国の施策の問題であって、佐倉市がどうという問題ではありません。小泉改革から定員を1人でも超えてはダメと言っていた県の職員が1人でも多く入れて下さいと手のひらを返したかのように変わりました。

今まで何だったのだろうと思います。新しい保育園をつくるには、既設の保育園の半径2キロメートル以内には作ってはいけないと言っていたにも関わらず、志津保育園の300メートルか400メートルしか離れていないところに認可を下すという時代になってきたのです。しかも今までは、公立保育園が新しい保育園を建てようとした場合には、必ず補助を出していたにも関わらず、びた一文出しませんという状態です。もっとひどいのは、平成17年度は一方的に延長保育の補助金を半減にしてきました。これが国の施策のやり方です。子育て支援を推進しますと国は言いながら、平成17年12月になってから紙一枚、厚生労働省は送ってきて4月から遡って延長保育料は半額にしますと来まして、もう保育園では職員に4月から11月まで払ってしまっているのです。国から延長保育半額にします、頑張ってくださいというのがやり方です。口では、子育て支援を推進しますと言って、現場では大変な思いをしているのが現状です。委員からもお話がありましたように臼井保育園は元々60人で建てているところに90人、100人と入れて、志津保育園は90人で建てているところに130人と入っているわけです。弾力的に運営してよいという施策に変わりました。子どもたちを守ってあげないといけないというのが私たちの立場でして、市も財政状況が厳しいことも十分承知していますし、10%カットを行っていることも知っていますが元々は、国がお金を出さないから各地方自治体は、保育園を抱えているのは大変だから民営化にしようという動きが始まったと理解しているのですが、子どもたちの育ちと子育てをどのように守っていくか、地方自治体の判断にかかってくるし、私たち委員が行政に対してこのようにしてくださいと最終的に意見を述べなくてはいけない立場にあると思います。他がやっているからこうですというのではなく、佐倉っ子をどうやって育ちを支えて

いくのか真摯に考えて意見を申し上げないといけないと思います。先ほども申しあげましたとおり民営化ありきが先ではないであろうと思っています。ただ、必要な措置はとらなくてはならない。何もしなければ、佐倉市の財政事情が厳しいがあまりに夕張市ようになってしまっはいけないので、非常に難しいですがやっていかなければならない。コンクリートから人へとなっていますがお金の使い方の問題だと思います。子どもたちにどこまでお金をかけるのかが大切な考え方で優先順位の問題だと個人的には考えています。佐倉市としては、公立保育園をどのように考えていきたいのか財政事情の詳しいところまでは存じあげませんのでわかりませんが、ここまでだったらやっていけるぞというのが腹案としてお持ちだと思いますのでそのあたりも次の委員会で率直な意見を出し合って一緒に考えていければと思います。

(委員)

市の直営施設として、保護者のニーズや地域における子育て支援の課題とあるのですが今現在、子育て支援課として保護者のニーズにどれくらい応えているという自分たちの満足度をパーセンテージでどのくらいお持ちですか。

(事務局)

延長保育料は6時以降、1カ月30分500円というのは正確ではございませんが佐倉市だけではないのかなと思います。保護者の負担に関しては、声を大きくして言えるのかなと思います。30分500円というのは、事務量を考えましても市の持ち出しはたくさんあると思います。臨時職員に関しましても委員がおっしゃられましたとおり、区別はしておらず仕事もお願いしていますがカリキュラムにつきましても、臨時職員には負担になるのかなと思いますがこの先生いいよと保護者の方から褒められるといいのかなと胸を張って言えます。研修に関しましては、計画的にできてないところがありますのでそのところはこれからの課題だと思います。満足度となりますと臨時職員の方が多くても頑張っただいただいているので大丈夫ですよと言えます。

(副会長)

事務局のほうから、何かございますか。ないようでしたら事務局のほうへ進行を移させていただきます。

(事務局)

みなさま、ありがとうございました。これをもちまして、第4回保育園等の在り方検討会は終了させていただきます。次回の会議は、来年1月27日水曜日午後2時から予定していますのでよろしくお願いいたします。

この会議の結果を記載し、相違ないことを確認する。

佐倉市立保育園等の在り方検討会副会長

横山 英真

佐倉市立保育園等の在り方検討会委員

坂下 真奈美